

## 金融機関の自主性が尊重される

### 銀行勘定の金利リスク（IRRBB）の国内適用方針

小立 敬

#### ■ 要 約 ■

1. 金融庁は2017年6月、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）の国内適用を図るための開示告示および監督指針の改正案を公表した。国際統一基準行は2018年3月末から、国内基準行は2019年3月末からIRRBBが適用される予定である。
2. IRRBBの計測に際して国際統一基準行は、バーゼル規則文書に規定された各通貨に係る金利変動幅と6つの金利ショック・シナリオの下、①金利ショックに対する経済価値の減少額である $\Delta EVE$ と、②金利ショックに対する1年間の金利収益の減少額である $\Delta NII$ を計測し、それらを開示することが求められる。一方、国内基準行については、どのようなシナリオの下で $\Delta EVE$ と $\Delta NII$ の計測が求められるのか現時点では明らかではない。
3. また、バーゼル規則文書はIRRBBの計測について、固定金利ローンの期限前償還や定期預金の早期解約といった行動オプション性の取扱いであったり、内部モデルを利用しない金融機関がIRRBBを計測するために利用する標準的方式を提示している。これに対して、監督指針案では、IRRBBを計測する際の要件や標準的方式に関する記述はなく、本邦金融機関がそれらを遵守することが必ずしも求められているわけではない。
4. さらに、バーゼル規則文書は、アウトライヤー基準を自己資本の20%からTier1の15%に厳格化しているが、監督指針案では、国際統一基準行はTier1の15%、国内基準行は自己資本の20%としつつ、当該基準をアウトライヤー基準ではなく、IRRBBに関して「深度ある対話」の必要がある金融機関を特定するための「重要性テスト」という新たな位置づけにしている。すなわち、重要性テストに抵触した金融機関は、直ちにアウトライヤー行として特定されるわけではなく、オフサイト・モニタリングや早期警戒制度の下で他のリスクも考慮しながら慎重な検討が行われることになるだろう。

## I. IRRBB の告示案、監督指針案の公表

金融庁は2017年6月30日、金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る第3の柱に関する告示および監督指針の一部改正（案）を公表した<sup>1</sup>。これは、2016年4月にバーゼル銀行監督委員会（BCBS）が最終化した銀行勘定の金利リスク（IRRBB）に係る規則文書（以下、「バーゼル規則文書」）を踏まえて、IRRBBの国内適用を図るための開示告示および監督指針の改正案である<sup>2</sup>。国際統一基準行は2018年3月末から、国内基準行は2019年3月末からIRRBBが適用される。

開示告示案では、バーゼル規則文書が規定するIRRBBの定量的な開示フォーマットとともに、バーゼル規則文書に基づくIRRBBを計測する際の6つの金利ショック・シナリオと、金利ショックを計測するための各国通貨の金利水準が定められている。ただし、開示告示案は、現時点では国際統一基準行のみを対象としており、国内基準行がどのようなシナリオに基づいて金利ショックを計測するかは明らかにされていない。一方、監督指針案では、バーゼル規則文書が定める定性的な開示項目に加えて、IRRBBに関する監督上の対応が定められている。

バーゼル規則文書は、アウトライヤー基準を自己資本の20%からTier1の15%に厳格化している。これに対して金融庁の監督指針案は、国際統一基準行はTier1の15%、国内基準行は自己資本の20%としつつ、当該基準をアウトライヤー基準ではなく、IRRBBに関して「深度ある対話」の必要がある金融機関を特定するための「重要性テスト」という新たな位置づけにしている。重要性テストに抵触した金融機関は、直ちにアウトライヤー行として特定されるわけではなく、重要性テストとともにIRRBBについてオフサイト・モニタリング・データの追加分析が行われ、早期警戒制度の中で監督上の対応が判断される方針である。金融庁によるIRRBBの国内適用の枠組みは、監督当局と金融機関の間のIRRBBに係る対話をより重視するものとして捉えることができる。

以下では、金融庁が明らかにしたIRRBBの国内適用を図る開示告示案および監督指針案について、バーゼル規則文書との比較を交えながらその要点を整理する。

## II. 金利ショック・シナリオの計測

これまでのアウトライヤー基準では、標準的金利ショックとして、①上下200ベース・ポイントの平行シフト、または②保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値による金利ショックのいずれかの選択が可能であった。一方、バーゼル規則文書は、①上方平行シフト、②下方平行シ

<sup>1</sup> 金融庁「金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る第3の柱に関する告示及び監督指針の一部改正（案）の公表について」平成29年6月30日（<http://www.fsa.go.jp/news/29/ginkou/20160630-1/20170630-1.html>）

<sup>2</sup> BCBS, “Interest rate risk in the banking book,” Standard, April 2016. その概要については、小立敬「第2の柱で決着したバーゼル委員会による銀行勘定の金利リスク（IRRBB）の取扱い」『野村資本市場クォーターリー』2016年夏号（ウェブサイト版）を参照。

フト、③スティープ化、④フラット化、⑤短期金利上昇、⑥短期金利低下といった当局が設定する6つの金利ショック・シナリオを規定している。金融庁が公表した開示告示案は、国際統一基準行を対象とする IRRBB の定量的な開示フォーマット（開示告示の別紙様式）の中で、バーゼル規則文書に沿って6つの金利ショック・シナリオを定めている。

また、バーゼル規則文書が6つの金利ショック・シナリオを計測する際の各国通貨に関する金利変動幅を定めていることを踏まえて、開示告示案は定量的な開示フォーマットにおいてバーゼル規則文書と同じ金利変動幅を規定している（図表1）。金融機関は、各国通貨のエクスポージャーについて、当該通貨に設定された金利変動幅を使って IRRBB を計測しなければならない。さらに、金利ショック・シナリオの生成については、バーゼル規則文書で定められた算式を踏まえて、開示告示案の定量的な開示フォーマットにおいて同様の算式が規定されている（図表2）。

一方、開示告示案は、国内基準行の金利ショック・シナリオやそれを計算する際の金利変動幅については何も規定していない。報道によると、金融庁は国内基準行のシナリオ数について金融界と協議して開始時までには決めるとしている<sup>3</sup>。国内基準行の金利ショック・シナリオは6つから絞られる方針であるが、どのシナリオが採用されるかについては開示告示案の最終化後もすぐには決定されないことも想定される。

図表1 金利ショック・シナリオを計測する際の金利変動幅（単位：ベース・ポイント）

	パラレルシフト	短期金利	長期金利
アルゼンチン・ペソ	400	500	300
オーストラリア・ドル	300	450	200
ブラジル・リアル	400	500	300
カナダ・ドル	200	300	150
スイス・フラン	100	150	100
人民元	250	300	150
ユーロ	200	250	100
英国ポンド	250	300	150
香港ドル	200	250	100
インドネシア・ルピー	400	500	300
インド・ルピー	400	500	300
日本円	100	100	100
韓国ウォン	300	400	200
メキシコ・ペソ	400	500	300
ロシア・ルーブル	400	500	300
サウジ・リヤル	200	300	150
スウェーデン・クローナ	200	300	150
シンガポール・ドル	150	200	100
トルコ・リラ	400	500	300
米国ドル	200	300	150
南アフリカ・ランド	400	500	300
その他の通貨	100~400	100~500	100~300

（注） その他の通貨については、規定された範囲で金融機関が自ら変動幅を設定することが可能。

（出所） 開示告示案より野村資本市場研究所作成

<sup>3</sup> ニッキン「銀行勘定の金利リスク 金融庁 18年から報告・開示義務」2017年6月16日付

図表 2 金利ショック・シナリオの計測式

<p>A) ステーパー化</p> $\Delta R_{\text{steepener},c}(t) = -0.65 \cdot (\bar{R}_{\text{short},c} \cdot e^{-\frac{t}{x}}) + 0.9 \cdot \left\{ \bar{R}_{\text{long},c} \cdot \left(1 - e^{-\frac{t}{x}}\right) \right\}$ <p>ここで、<math>\Delta R_{\text{steepener},c}(t)</math>は、ステーパー化に関する金利変動幅  <math>c</math>は、通貨  <math>t</math>は、将来の期間を年数で表した値  <math>\bar{R}_{\text{short},c}</math>は、通貨に応じて定める短期金利に関する金利変動幅 (bp)  <math>\bar{R}_{\text{long},c}</math>は、通貨に応じて定める長期金利に関する金利変動幅 (bp)</p> <p>B) フラット化</p> $\Delta R_{\text{flattener},c}(t) = 0.8 \cdot (\bar{R}_{\text{short},c} \cdot e^{-\frac{t}{x}}) - 0.6 \cdot \left\{ \bar{R}_{\text{long},c} \cdot \left(1 - e^{-\frac{t}{x}}\right) \right\}$ <p>ここで、<math>\Delta R_{\text{flattener},c}(t)</math>は、フラット化に関する金利変動幅 (bp)</p> <p>C) 短期金利上昇</p> $\Delta R_{\text{short},c}(t) = \bar{R}_{\text{short},c} \cdot e^{-\frac{t}{x}}$ <p>ここで、<math>\Delta R_{\text{short},c}(t)</math>は、短期金利上昇に関する金利変動幅 (bp)</p> <p>※なお、短期金利低下については、短期金利上昇に-1 を乗じて計測</p>
---

(出所) 開示告示案より野村資本市場研究所作成

### III. IRRBB の計測方法

開示告示案、監督指針案の特徴として、IRRBB の計測に用いられる金利ショック・シナリオを明確に規定する一方で、バーゼル規則文書と比較すると、IRRBB の計測に関する具体的な要件や指示をほとんど記述しておらず、金融機関が IRRBB を計測する際の自主性が尊重されているように捉えられる点が挙げられる。

まず、開示告示案に規定された定量的な開示フォーマットをみると、①金利ショックに対する経済的価値の減少額である  $\Delta \text{EVE}$  と、②金利ショックに対する 1 年間の金利収益の減少額である  $\Delta \text{NII}$  の数値を公表することになっており、バーゼル規則文書と同様、金融機関は IRRBB として従来から計測していた  $\Delta \text{EVE}$  に加えて、新たに  $\Delta \text{NII}$  を計測することが求められる。

他方、バーゼル規則文書は、内部モデル (internal measurement system) を用いて IRRBB の計測を行う場合の期限前償還や中途解約といった行動オプション性の取扱いであったり、金融機関間の比較可能性を確保するための IRRBB の計測に関する前提条件を規定している。また、バーゼル規則文書は、内部モデルを利用しない金融機関が IRRBB を計測する際に利用する標準的方式 (standardised framework) を提示している。

これに対して監督指針案は、バーゼル規則文書に規定されている IRRBB を計測する際の様々な要件や標準的方式については記述していない。したがって、本邦金融機関がバーゼ

ル規則文書に規定された要件等に基づいて IRRBB を計測すること自体は妨げられるものではないが、バーゼル規則文書に規定されている様々な要件あるいは標準的方式について、本邦金融機関がそれらを遵守して計測することが必ずしも求められているわけではない。

例えば、バーゼル規則文書が提示する標準的方式では、金利リスクに対してセンシティブティを有するエクスポージャーを3つの区分に分けて、キャッシュフローの展開やオプション価値について各々異なる計測を行うことになる<sup>4</sup>。また、標準的方式では、コア預金についてはリテール顧客とホールセール顧客に分けて、金額的な上限や平均満期に関する制限が設けられている<sup>5</sup>。一方、監督指針案は、エクスポージャーを3つに区分することについて具体的な要件を定めておらず、コア預金の取扱いについては、従前の取扱いと同様に、標準的手法（金融庁モデル）やコア預金モデルを利用できる。バーゼル規則文書と比べると、本邦における IRRBB の計測は、金融機関の自主性にある程度任せられていると言えよう。

ただし、監督指針案においては、IRRBB を計測する際に重要性に応じて、行動オプション性（流動性預金の滞留、固定金利貸出の期限前返済、定期預金の早期解約、個人向けの金利コミットメントラインの実行等、金利変動に対する顧客の必ずしも経済合理性のみに基づかない行動変化がキャッシュフローに与える影響）を内部モデルの使用または保守的な前提の反映によって適切に考慮することを求めるものとする記述されている。

これに関してバーゼル規則文書では、内部モデルを利用する場合には行動オプション性に関して考慮すべき事項が掲げられ、標準的方式の場合には金融機関によるコア預金の推計に加えて、リテール顧客向けの固定金利ローンや定期預金に係るポジションについて、期限前返済や早期解約といった顧客の行動オプションを反映するパラメータの推計が求められている。すなわち、重要性があると判断される場合は（その基準は不明であるが）、バーゼル規則文書の趣旨を踏まえながら、適切に行動オプション性に対応する必要があると考えられる。

さらに、監督指針案では、バーゼル規則文書を踏まえて、金融機関が内部モデルを利用して IRRBB を計測する場合、モデルの検証およびガバナンス態勢の構築が適切に行われ、モデルについての必要な情報として、目的、意図された使用方法、基礎となる理論、限界、仮定等、また、管理の枠組みとして、方針、検証の手順、組織体制等、さらに、検証の過程が適切に文書化されていることが求められる。

なお、バーゼル規則文書は、標準的方式において IRRBB を計測すべき重要なエクスポージャーの基準として、銀行勘定の資産または負債の 5%以上を占める通貨としているが、監督指針案ではこのような定量的な基準は設けられていない。したがって、金融機関は、

<sup>4</sup> 標準的方式では、金利リスクにエクスポージャーを有する資産、負債およびオフバランス項目について、①標準化可 (amenable)、②一部標準化可 (less amenable)、③標準化不可 (not amenable) という3つのポジションに区分することが求められる。

<sup>5</sup> 標準的方式ではコア預金を推計する際、①リテール（取引口座）、②リテール（非取引口座）、ホールセールに区分し、コア預金の割合としてそれぞれ 50%、70%、90%の金額的な上限と、コア預金の平均満期としてそれぞれ 5年、4.5年、4年の上限が設けられている。

単純にバランスシートの規模との比較で各通貨のエクスポージャーの重要性を判断するのではなく、IRRBBの大きさ、すなわちリスク量によって重要性を判断することが求められると考えられる。

#### IV. IRRBBに関する定量的開示、定性的開示

開示告示案は、前述のとおり、バーゼル規則文書に則してIRRBBの定量的な開示フォーマットを規定している。すなわち、国際統一基準行は、図表3のフォーマットに従って、①6つの金利ショック・シナリオの下で計測される $\Delta EVE$ と、②上下方向の平行シフトの下で計測される $\Delta NII$ について、半期毎の開示が求められる。この開示フォーマットによって、従来と比べると金融機関間のIRRBBに関する比較可能性が向上することになる。一方、国内基準行に対してどのような開示が求められるかは現時点で明らかではないが、6つより少ない金利ショック・シナリオを前提に $\Delta EVE$ および $\Delta NII$ の計測が求められることが想定されている。

一方、IRRBBに関する定性的な開示については、バーゼル規則文書を踏まえつつ、開示告示案の規定を受けて監督指針案に規定されている(図表4)。具体的には、IRRBBのリスク管理の方針および手続の概要として、例えば、リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方や範囲に関する説明、あるいはヘッジ等の金利リスクの削減手法に関する説明を記述することが求められる。また、金利リスクの算定手法の概要として、流動性預金に割当てられた金利改定の平均満期、最長の金利改定満期、あるいはコア預金モデル等の流動性預金への満期割当て方法およびその前提に関する説明が求められる。

図表3 IRRBBの定量的な開示フォーマット

	$\Delta EVE$		$\Delta NII$	
	当期末	前期末	当期末	前期末
上方平行シフト				
下方平行シフト				
スティープ化				
フラット化				
短期金利上昇				
短期金利低下				
最大値				
	当期末		前期末	
Tier1資本の額				

(出所) 開示告示案より野村資本市場研究所作成

図表 4 IRRBB の定性的な開示項目

<p><b>イ. リスク管理の方針および手続概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>❖ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明</li> <li>❖ リスク管理およびリスク削減の方針に関する説明</li> <li>❖ 金利リスク計測の頻度</li> <li>❖ ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上取扱いを含む）に関する説明</li> </ul> <p><b>ロ. 金利リスクの算定手法概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 開示告示に基づく定量的開示の対象となる <math>\Delta EVE</math> および <math>\Delta NII</math>（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックより計算されるものをいう）並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期</li> <li>▶ 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期</li> <li>▶ 流動性預金への満期割当て方法（コア預金モデル等）およびその前提</li> <li>▶ 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提</li> <li>▶ 複数の通貨の集計方法およびその前提</li> <li>▶ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等）</li> <li>▶ 内部モデルの使用等、<math>\Delta EVE</math> および <math>\Delta NII</math> に重大な影響を及ぼすその他の前提</li> <li>▶ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明</li> <li>▶ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明</li> </ul> </li> <li>❖ 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる <math>\Delta EVE</math> および <math>\Delta NII</math> 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 金利ショックに関する説明</li> <li>▶ 金利リスク計測の前提およびその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる <math>\Delta EVE</math> および <math>\Delta NII</math> と大きく異なる点）</li> </ul> </li> </ul>
---

（出所）監督指針案より野村資本市場研究所作成

## V. IRRBB に関する監督上の対応

IRRBB の国内適用の重要なポイントの 1 つが、従前はアウトライヤー基準として位置づけられた基準が、新たに重要性テストという位置づけになっていることである。重要性テストは、当該基準に抵触したことが直ちに監督上の措置につながるということではなく、重要性テストとともにオフサイト・モニタリング・データの追加分析が行われる。重要性テストと追加分析の結果、深度ある対話を行う必要があると認められた場合に、早期警戒制度の枠組みの中で監督上の対応が行われることとなる。

監督指針案は、重要性テストとともに実施するオフサイト・モニタリング・データの追加分析について、収益性、リスクテイク、自己資本のバランスや、金利ショックが自己資本に与える実質的な影響について分析を行うとし、その具体的な方法として IRRBB と自己

資本の余裕との関係を基本的な着目点とすると述べている<sup>6</sup>。監督指針案はその上で、オフサイト・モニタリング・データの追加分析において以下の観点を踏まえて、金融機関と深度ある対話を行う必要性について判断するとしており、慎重な判断を行う姿勢が窺われる。

- ①金利ショックによる有価証券の価格変動リスクと自己資本の余裕との関係（国内基準行の場合は有価証券の含み損益を勘案）
- ②通貨別の金利リスクと自己資本の余裕との関係
- ③金利に係るリスクテイクと収益力との関係
- ④金利ショックが将来収益に与える影響（国内基準行は2020年3月期より適用）

実際に監督指針案は、重要性テストに該当したことをもって金融機関が過大なリスクテイクを行っているともみなされるものではないと述べている。したがって、重要性テストとして、国際統一基準行においてはTier1の15%、国内基準行では自己資本の20%の水準を超えても直ちにアウトライヤー行の特定につながるものではない。また、監督指針案は、オフサイト・モニタリング・データの追加分析を通じて健全性の観点から深度ある対話を行う必要があっても、改善対応が自動的に求められるものではないこと、改善が必要とされる場合でも金融市場への影響等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう留意して監督を行う方針を確認している。重要性テストの基準に該当したとしても金融機関のIRRBBを多角的にかつ慎重に検討しようとする金融庁の姿勢が窺われる。

そして、重要性テストおよびオフサイト・モニタリング・データの追加分析により深度ある対話を行う必要があると認められる金融機関には、早期警戒制度の下、監督上の対応等が行われることになる<sup>7</sup>。必要な場合には銀行法24条に基づく報告の下、金融機関に改善計画の策定を求め、さらに改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、安定性改善措置として同法26条の下で業務改善命令が発出されることになる。

改善計画の内容について具体的な定めはないが、バーゼル規則文書ではアウトライヤー行に対して、①IRRBBエクスポージャーの削減（例えば、ヘッジの実施）、②追加的な資本調達、③銀行が利用する金利リスク・パラメータに対する制約、④リスク管理の枠組みの改善を講じることが示されており、そのような措置が要求されるものと思われる。

<sup>6</sup> これに関連してバーゼル規則文書は、アウトライヤー基準をTier1の15%に設定するとともに、同じ法域内で同じ形式に基づいて、追加的なアウトライヤー・テストを実施することを認めている。追加的なアウトライヤー・テストでは、Tier1資本とは異なる資本基準を利用することや、収益対比のIRRBBを評価することが想定されている。バーゼル規則文書は、前者の例として、最低所要資本を上回る規制資本としての資本バッファーを利用することを挙げている。オフサイト・モニタリング・データの追加分析ではIRRBBと自己資本の余裕との関係に着目するとしており、バーゼル規則文書の追加的なアウトライヤー・テストと整合的である。

<sup>7</sup> 監督指針案では、各リスクに係る指標の基準に抵触した場合、新たに以下の対応を行う方針が示されている。

- ① 当局における分析・・・基準に該当した個々のリスク等のみならず、経営環境やビジネスモデルを含め、収益性、リスクテイク、自己資本が現在の状況にある背景・要因を総合的に分析し、銀行が抱えている課題およびその原因について仮説を構築する
- ② 対話を通じた課題の明確化と共有・・・構築した仮説に基づき、銀行の自己評価を十分に踏まえながら、当局と銀行との間で深度ある対話を行い、課題およびその原因を明確化し、共有する
- ③ 改善に向けた監督・対話・・・共有された課題認識に基づき、原因への対応も含めて必要な改善対応策の策定を促す。必要に応じて、当該改善対応策の実行状況のフォローアップを行う



## VI. IRRBB の適用時期

バーゼル規則文書では、国際的に活動する銀行を対象に 2018 年までに IRRBB を適用することが定められている。そこで金融庁は、国際統一基準行については、2018 年 3 月末より IRRBB を適用する方針である。

また、バーゼル規則文書は、国内銀行と国際的に活動する銀行との間の整合性を図り、レベル・プレイング・フィールドを確保するために国際的に活動する銀行以外の銀行にも IRRBB を適用することが可能であるとする。そこで、金融庁は、国内基準行については、国際統一基準行よりも 1 年遅れて 2019 年 3 月末から IRRBB を適用する予定である。国内基準行に関しては、IRRBB が適用されるまでの間は、従前のアウトライヤー基準が適用されることになる。また、国内基準行に計測が求められる IRRBB は当初は  $\Delta EVE$  のみであり、 $\Delta NII$  については 2020 年 3 月末から計測が始まることになっている。

## VII. 今後の留意点

金融庁が IRRBB に係る開示告示案、監督指針案を公表したことで、IRRBB の国内適用方針が明らかになった。開示告示案や監督指針案は、バーゼル規則文書を踏まえて策定されているが、バーゼル規則文書と比べると、IRRBB の計測に際して金融機関の自主性を尊重する枠組みであると評価できるだろう。例えば、バーゼル規則文書は、IRRBB の計測方法として標準的手法を提供しているが、監督指針案には標準的手法は規定されておらず、必ずしも標準的手法に基づいて IRRBB を計測する必要はない。

また、バーゼル規則文書が定めるアウトライヤー基準についても、国内適用にあたっては十分な配慮が講じられている。監督指針案は、早期警戒制度の枠組みの下では、個々のリスク等の基準に該当する金融機関に対して監督上の対応を実施していくことになるが、そうした場合であっても当該金融機関の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局としても必ずしも直ちに経営改善を求めるものではないとの考え方を示している。すなわち、重要性テストに抵触したとしても自動的に行政処分につながるということではなく、オフサイト・モニタリングや早期警戒制度の下で他のリスクも考慮しながら慎重な検討が行われることになるだろう。

以上から提示された IRRBB の開示告示案、監督指針案は、本邦金融機関にとっては IRRBB の計測という実務的にも、IRRBB に係るアウトライヤー行の特定という監督上の対応としても受け入れやすいものとなっていると評価できるように思われる。

ただし、いくつか留意点がある。第一に、IRRBB の計測時の行動オプション性の考慮である。監督指針案は「重要性に応じて」としているが、その判断基準が明らかではない。重要性の基準に該当すれば、キャッシュフローの展開に際して固定金利ローンの期限前返済、定期預金の早期解約の行動オプション性を考慮しなければならない。第二に、各通貨のエクスポージャーに係る重要性の判断である。バーゼル規則文書の標準的手法にあった

銀行勘定の資産・負債の 5%以上という基準は国内には適用されない。各通貨のエクスポージャーに係るリスク量で重要性を判断することが必要になると考えられる。第三に、国内基準行の金利ショック・シナリオは、いくつかのシナリオに絞られる見通しであるが、当面の間はどのシナリオかはわからない。

なお、IRRBB に関してはバーゼル規則文書によって、直接的な資本賦課の対象となる第一の柱 (Pillar1) ではなく第二の柱 (Pillar2) の下での取扱いとして最終的に決着してはいるが、今後、Pillar2 自体の取扱いについて見直しが行われる場合には、IRRBB の国内適用において間接的な影響が及ぶ可能性がある点には留意が必要であろう。

例えば、英国では Pillar2 は、①Pillar1 では捕捉されないリスクや部分的にしか捕捉されていないリスクに対応する Pillar2A と、②経済環境の変化などフォワードルッキングに金融機関が抱える可能性があるリスクに対する Pillar2B に区分されており、Pillar2A は個別行のリスクに応じて資本の手当てが求められている。すなわち、事実上、Pillar2A の下で IRRBB に対する自己資本が手当てされている。また、EU では現在、バーゼルⅢの未適用項目の域内適用を図る自己資本規則改定 (CRR2/CRD5) が検討されているが、欧州委員会が提案した CRD5 には、Pillar2A と Pillar2B という英国と同様の取扱いについて、域内において明確化を図る方針が含まれている。今後、バーゼル委員会が定める Pillar2 の枠組みに関して、国際的な議論に発展する可能性も考えられなくはない。今後、Pillar2 を巡る国際的な議論の動向に注意を払うことも必要である。